

白 糠 町

農業経営基盤強化促進基本構想



ビン・カシワ しらぬかコースト

豊かな森林と

川と海を

育む町・白糠町

北海道白糠郡白糠町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第6	農地中間管理事業が行う特例事業に関する事項	25
第7	その他	25

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
----	--------------------	--

1 白糠町農業の概要

北海道釧路総合振興局の南西部に位置し、南北に走る3つの奥深い沢地に農家が点在する本町は、白糠ゴボーの銘柄を持つ野菜産地として、また軍馬補充部時代を通じた馬産地としての歴史を引き継ぐ酪農専業地帯である。周辺市町村と比較すると、本町の乳牛の飼養農家戸数、飼養頭数、一戸当たりの平均飼養頭数は釧路管内で最も少なく、また、一戸当たりの経営耕地面積においても、大規模酪農専業地帯である根釧の中でも最も小さい市町村に位置している。

さらに、高齢化の進行、農地の賃貸借が進んでいる点でも本町は際立っている。小規模であることや高齢化は農業の担い手が脆弱であるとも言えるが、半面では多数の農家が引退後に農地を貸し付けて規模を縮小しながらも育成牛や肉用牛を飼養し、あるいは野菜を生産して農家として存続していることは、複雑な地形を巧みに利用し多様な生産・作業に携わることができるという農民であるがゆえに享受できる利点を残してきた。

2 白糠町農業の現状

所得の増大を図った高泌乳化は濃厚飼料の多給等で経営効率が悪化し、所得の低下を招くという重要な問題を引き起こした。近年はTMRセンターの設立や機械の大型化による経営の効率化に繋がっているものの、機械施設投資等により農業所得の増大には結びつかず、農業所得の低下による農家戸数の減少の一因ともなり、また、高齢農家の農家後継者不足による離農も急速に進んでおり、地域社会の存続にも強く関わりを持つような大きな問題となっている。

さらに、農業を取り巻く経済情勢は、昨今の飼料や燃料、生産資材の高騰、新型コロナウイルスの世界的流行による消費の低迷等先行きが不透明な状況となっており、小規模、高生産、高負債という地域性の中で、所得の増大と労働にゆとりを作り、新規就農者の確保により農家減少を食い止め、累積負債を返済するための転換方向を見いだすことが本町農業の緊急な課題である。

3 農業経営の目標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（一経営体当たりおおむね480万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり1,700～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 農業経営の育成・確保

本町は、将来の白糠町を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業等の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成することにより、町全域における農業の将来展望とそれを担

う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者に対して上記の濃密指導体制が主体となって、営農診断や営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来の方向性について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、酪農等による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業等を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、全町的に土地利用調整を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センター等の指導の下に、草地改良等による高収益化を図り土地基盤整備の強化を推進していく。

家族経営にあっては、家計と経営を分離し、農業後継者や婦人への労働報酬の支払や定休日の設定等の労働条件の改善や、経営管理面での充実強化等を主な目的として必要に応じて一戸一法人化を進め、法人経営体数を令和5年度（2023年度）までに5万法人とする国の目標や、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標を踏まえ、白糠町の令和12年度における農業法人数の目標数を12経営体（令和4年3月現在：8経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に向け、当該計画の実践結果の点検と経営改善に向けた新たな計画作成や指導等に取り組みながら再認定を推進する。

さらに、経営規模拡大及び安定を図るため、自然環境に配慮した起伏修正、暗渠排水等の草地整備改良や、草地造成、障害物除去等の草地造成改良など、道営の各種基盤整備事業等を計画的に促進し、低コストの自給飼料の生産確保を図るため、生産性の高い土地基盤を作るよう推進していく。また、これらの事業に基づき農地の集団化にも重点を置き、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等においても十分な検討を行う。

また、農家戸数の減少や高齢化による慢性的な労働力不足に対応しつつ、ゆとりある経営を実現させるためには、ロボット技術やICTを活用したスマート農業による機械化・省力化技術の積極的な推進が必要である。そのためには、搾乳ロボットの導入、機械の共同利用システムの充実、受精卵移植等新しい技術の普及・実用化を図るとともに、ヘルパー制度の強化や大規模経営を中心にフリーストール・ミルクングパーラー方式等の新しい管理方式の普及による労働時間の削減と周年拘束性の緩和に取り組む。

さらに、乳牛の能力検定による牛群能力の向上も図らなければならない。また、飼養管理技術の向上や畜舎環境の整備等による乳房炎の防止などの衛生管理の徹底と、土壌や粗飼料の分析診断に基づく施肥や給与設計など飼養管理の合理化、家畜糞尿の適正な土壌還元や草地の計画的な整備に

よる粗飼料の品質と生産性の向上、農業機械の共同利用や共同作業など自給飼料生産の効率化を図る。

こうした中で、近年、住民の環境保全に対する関心が高まっていることから、家畜排せつ物処理施設の整備と適正処理の推進、農業用廃プラスチックの適正処理の推進など環境保全型農業を目指す。

5 関係機関との連携

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の担当職員で構成する指導チームを設置し、白糠町人・農地プランに記載される経営体を中心に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等を行う。特に、大規模経営を目指す農業経営が展開しつつある本町においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る指導等を実施する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、過去10年間で野菜の法人経営が2件となっており、基幹産業である酪農業は、過去10年間に搾乳を止めた農家戸数と経営移譲した農家戸数との対比はおおよそ3：1という状況であり、酪農業の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる農業従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1当たりの年間農業所得480万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまでの時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得は240万円程度（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会による紹介、技術・経営面については農業改良普及

センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<作付面積等> ・牧草(採草) 16.0ha ・牧草(放牧) 5.5ha 経営面積計 21.5ha <飼養頭数> ・経産牛 30頭 ・育成牛 15頭 常時飼養頭数 45頭	<機械施設装備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎(396㎡) 1棟 ・育成舎(99㎡) 1棟 ・堆肥舎(163㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(3年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
酪農 専業 (II)	<作付面積等> ・牧草(採草) 24.0ha ・牧草(放牧) 0.5ha ・サルヅ用とうもろし 4.5ha 経営面積計 29.0ha (うち借地 5.7ha) <飼養頭数> ・経産牛 50頭 ・育成牛 23頭 常時飼養頭数 73頭	<機械施設装備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎(495㎡) 1棟 ・育成舎(152㎡) 1棟 ・バンガーサイロ(300t) 2基 ・堆肥舎(268㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(2年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・コントラクタ方式の導入	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

酪農 専業 (Ⅲ)	<作付面積等> ・牧草(採草) 68.0ha (うち借地 10.5ha) <飼養頭数> ・経産牛 100頭 ・育成牛 47頭 常時飼養頭数 147頭	<機械施設設備> ・乗用トラクター(50PS) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・タイヤショベル(40PS) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・牛舎(1000㎡) 1棟 ・搾乳舎(264㎡) 1棟 ・ふん尿処理施設(124頭用) 1棟 ・育成舎(330㎡) 1棟 ・ミルクパーラー(8頭サイト・ハイ) 1式 ・ミキサーフィーダー(8㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・コントラクタ方式の導入 ・スラリーの全面散布 ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式の導入 ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式によるゆとりある家族経営の実現 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 野菜 複合	<作付面積等> ・牧草(採草) 13.0ha ・牧草(放牧) 4.5ha ・だいこん 0.3ha ・にら 0.1ha ・ごぼう 0.6ha 経営面積計 18.5ha <飼養頭数> ・経産牛 25頭 ・育成牛 12頭 常時飼養頭数 37頭	<機械施設設備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎(396㎡) 1棟 ・育成舎(99㎡) 1棟 ・堆肥舎(163㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(3年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

<p>肉用牛 専 業 (馬毛)</p>	<p><飼養頭数> ・繁殖牛 70頭 ・育成牛等 139頭 常時飼養頭数 209頭</p>	<p><機械施設設備> ・ショベルローダー(40PS用) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・ロールシュレッダー 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・成 牛 舎(860㎡) 1棟 ・肥育育成牛舎(750㎡) 1棟 ・堆 肥 舎(531㎡) 1式 ・体重計量施設(80㎡) 1棟 ・家 畜 計 量 器 1棟 ・ミキサーフィーダー(4㎡) 1式 <その他> ・自家配合飼料、粗飼料の給与によるコスト低減 ・夏期間の公共育成牧場への預託 ・繁殖牛の6産9年の更新</p>	<p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備</p>	<p>・請負組織への作業委託 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人</p>
<p>めん羊 専 業</p>	<p><作付面積等> ・牧草(放牧) 25.0ha 常時飼養頭数 300頭</p>	<p><機械施設設備> ・ト ラ ク タ ー(80PS) 2台 ・ト ラ ッ ク 1台 ・羊 舎(80坪) 3棟 ・堆 肥 盤(100㎡) 1式 ・敷 料 庫(100㎡) 1棟</p>	<p>・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備</p>	<p><家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[組織経営体]

<p>組織経営体製造業</p>	<p><作付面積等> ・牧草(採草)502.7ha</p> <p><販売量> ・搾乳牛1,500頭分 日量82,500kg ・育成牛・乾乳牛用 日量26,754kg</p> <p><施設面積> ・施設用地 3.6ha ・飼料調整庫 500㎡ ・農機具庫 370㎡</p> <p><構成員戸数> ・13戸</p>	<p><機械施設装備> ・バンカーサイロ 25基 ・ミキサーフィーダー 2台 ・飼料運搬トラック 2台 ・裁断型ベールラッパー 1台 ・テッピングワゴン 2台 ・自走式ハーベスター 2台 ・モアコンディショナー 1台 ・コーンプランター 2台 ・ホイールローダー 1台</p> <p><その他> ・収穫機械個人所有の集約化 ・配合飼料・資材等の共同購入によるコスト低減</p>	<p>・会計事務所による経営管理 ・粗飼料製造コストの原価計算・分析</p>	<p>・TMR製造作業別分担制</p> <p><農作業実施者> ・主たる従事者 6人</p> <p><従業員労働力> ・TMR調整員 2名 ・配送専門 2名</p>
<p>組織経営体酪農専業</p>	<p><作付面積等> ・牧草(採草)204.0ha</p> <p><飼養頭数> ・経産牛 300頭 ・育成牛 147頭</p> <p><構成員戸数> ・3戸</p>	<p><機械施設装備> ・フリーストール牛舎 2,883㎡ 1棟 ・ミルクパーラー 732㎡ 1棟 ・分娩舎 208㎡ 1棟 ・哺育舎 206㎡ 1棟 ・育成舎 1,100㎡ 1棟 ・乾乳舎 125㎡ 1棟 ・飼料庫 262㎡ 1棟 ・バンカーサイロ 8,734㎡ 1式 ・スラリーストア 3,401㎡ 1棟 ・爆気槽 531㎡ 1棟 ・バルククーラー 11,250L 1台 ・ミルクシステム 30P 1式 ・スキッドローダー 2台 ・自動哺乳システム 1台 ・TMRミキサー 1台 ・ホイールローダー 2台 ・トラクター 5台 ・ダンプトラクター 3台 ・スラリータンカー 2台 ・自走式ハーベスター等牧草収穫機 1式</p>	<p>・大規模経営によるコスト低減と労働時間の短縮 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・各経営管理ツールを利用した経営改善 ・資金繰り等による資金管理 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</p>	<p>・経産牛300頭、フリーストール方式、協業型法人 ・定期的な打合せを実施し、構成員同士の話し合いによる生産技術、経営管理能力の向上に努める ・定期的な休日の確保や連続休暇の実施</p> <p>農作業実施者 ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 ・常時雇用 1人</p>
<p>葉物野菜栽培専業</p>	<p><作付面積等> ・雨よけハウス 95坪/ハウス×30棟 経営面積 2.0ha</p> <p><構成員戸数> ・3戸</p>	<p><機械施設装備> ・雨よけビニールハウス(6.3m×50m) 30棟</p> <p>・乗用トラクタ(50PS) ・フロントローダー(50PS用) ・深耕ロータリ 1.6m ・ロータリハロー 2m ・トラック 2t ・灌水ポンプ ・播種機(真空播種機) ・動力噴霧器(可搬型) ・軽トラック</p>	<p>・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理</p>	<p>・農地所有適格法人による経営</p> <p><労働力> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人</p>

きのこ 栽培 専 業	<作付面積等> ・菌床しいたけ等 25,000ブロック	<機械設備装備> ・パイプハウス栽培舎 150㎡ 6棟 100㎡ 1棟 ・作業場 ・その他	・パソコンによる経営計画、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・原価の把握分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理	・労働と雇用による作業別分担 <労働力> ・主たる従事者 1人 <雇用労働力> ・補助従事者 6人
めん羊 専 業	<作付面積等> ・牧草(放牧) 10.0ha 常時飼養頭数 725頭	<機械施設装備> ・トラクター(50PS) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・ロールシュレッダー 1台 ・羊舎(100坪) 1棟 ・堆肥盤(100㎡) 1式 ・敷料庫(100㎡) 1棟	・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備	・請負組織への作業委託 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<作付面積等> ・牧草(採草) 16.0ha ・牧草(放牧) 5.5ha 経営面積計 21.5ha うち借地 6.0ha <飼養頭数> ・経産牛 30頭 ・育成牛 15頭 常時飼養頭数 45頭	<機械設備装備> ・乗用トラクター(70PS)1台 ・フロントローダー(70PS用)1台 ・成牛舎(396㎡)1棟 ・育成舎(99㎡)1棟 ・堆肥舎(163㎡)1式 <その他> ・スタンション方式による飼養管理 ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産管理の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
葉物野菜栽培 専業	<作付面積等> 経営面積 7.4ha	<機械施設装備> ・育苗用ビニールハウス(7.2m×19.8m)1棟 ・倉庫(10m×20m)1棟 ・簡易予冷庫 1基 ・育苗棚 2基 ・トラクター(57PS、25PS、18PS) ・ロータリー(57PS用)2.2m ・グラウンドソー(57PS用)	青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理	<労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 4人

		<ul style="list-style-type: none"> ・カルチベータ（18PS用） ・ブームスプレイヤー（25PS用） ・タイヤショベル 2t ・野菜移植機 1台 ・全自動播種機 1台 ・軽トラック 		
--	--	---	--	--

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

白糠町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備 考
白糠町農用地面積の95%程度	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、労働生産性の更なる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地又は交換分合等の各種の農地流動化施策も活用し、農用地の利用の集積・集約化を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

白糠町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、白糠町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

白糠町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えることとなること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には①の限りではない。

④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は

養畜の事業を行うと認められること。

イ 白糠町長への確約書の提出や白糠町長との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 白糠町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通達。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② 白糠町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 白糠町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 白糠町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、

引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 白糠町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、白糠町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 白糠町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、白糠町農業委員会の決定を要しない。
- ② 白糠町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があつたときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者（※施行規則第18条第2号に規定されている団体を含む）の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、白糠町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 白糠町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、白糠町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃貸借である場合にあっては賃貸並びにその支払の相手方及び方法、（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損

益の算定基準及び決済の方法

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）並びにその支払（持分の付与を含む。）の相手方及びその方法

⑥ ①に規定する者(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（(7)については必要に応じて定める）

(7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(4) 原状回復の費用の負担者

(7) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(2) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(7) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力について

ての事項

⑦ ①に規定する者が設定又は移転する利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

① 白糠町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

② 共有不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

ア 白糠町は、農用地利用集積計画の定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、白糠町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、白糠町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

イ 白糠町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知

共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

白糠町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項を白糠町の掲示板への掲示その他所定の方法により公告する。

(10) 公告の効果

白糠町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を白糠町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

白糠町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 白糠町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業におけるほかの農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 白糠町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 白糠町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を白糠町の掲示板への掲示その他所定の方法により公告する。

④ 白糠町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 白糠町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用賃借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対して、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。白糠町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

白糠町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地緑的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を白糠町に提出して、農用地利用規程について白糠町の認定を受けることができる。
- ② 白糠町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 白糠町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を白糠町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人の名称及び住所
- イ 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 白糠町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規定の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行うとする農用地利用改善計画事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 白糠町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を白糠町の掲示板への掲示により公告し、当該農用地利用規程を当該広告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、白糠町に意見書を提出することができる。

④ 白糠町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、白糠町は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権設定等を行いたい旨の申出であった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構は除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用賃借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考慮し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規程の有効期限は、認定を受けた日から起算して5年とする

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年6月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、白糠町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む

法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更を使用とする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を白糠町に届け出るものとする。
- ③ 白糠町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 白糠町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 白糠町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

白糠町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓蒙
- エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

白糠町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、各関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

② 中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォロー

アップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、町が主体となって農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携して、研修会等を通じて交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、指導農業士や農業改良普及センターによる交流の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

⑤ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については北海道農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については町内研修会等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、白糠町認定農業者、指導農業士、地域連携推進員等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

白糠町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 白糠町は、白糠第3地区道営草地整備事業（令和4年度～令和8年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、草地整備改良及び草地造成改良を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 白糠町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

白糠町は、町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体で構成する白糠町の農業を考える会及び白糠町農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1に掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率

的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、白糠町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 白糠町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

2 白糠町、白糠町農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和4年 月 日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑤関係)

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(2) 農地法施行令(昭和27年政令第445号第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。))

(3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定を受ける場合に限る)

(4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するための利用権の設定等を受ける場合に限る)

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)

・・・第5の1の(1)のアの(ア)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項

(イ) 木竹の育成に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)

・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること。

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構を対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)

(3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するための利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(7) 竹木の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(イ) 対象土地を農業用施設地の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること

3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農業近代化資金融通政令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(7) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年、9年(農地中間管理機構の事業の特例の農地売買等事業の場合は5年若しくは10年、農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、9年とすることが相当でない認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、3年、6年、9年と異なる存続期間とすることが出来る。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約しようとする場合には相手の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4 小作料の一括前払いを行う場合の借賃については、1にかかわらず貸貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき白糠町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）とし

て利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等の他農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者」（損失がある場合には、受託者をいう。）と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権に移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。</p> <p>ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>